

広報

むらた

2024

7

No.595



～村田の初夏の味～

そら豆イベント開催

【関連記事：22ページ】

～夏の訪れと交流人口の拡大、地域活性化への取り組みについて～

村田町長から皆さまへのメッセージ

今年も早いもので半分が過ぎ、7月を迎え、夏の訪れを感じる季節となりました。先日行われた大河原地区中学校総合体育大会では、町内中学生の皆さんが日頃の練習の成果を発揮し、村田第二中学校の男子卓球部が団体優勝、個人でも表彰台を独占、村田第一中学校の野球部が準優勝するなど、熱い戦いが繰り広げられました。

気象庁によりますと、今年の夏の天候の見通しは、地球温暖化により、全国的に気温が高くなり猛暑日が増えると予想されており、昨年以上に注意が必要となっております。先月配布いたしました、広報むらた6月号に予防方法等が掲載されておりますので、ご覧いただき、暑い夏を乗り切っていただきたいと思います。

去る5月17日から19日にかけて、「友情の道」の協定を結んでいる台湾淡蘭古道において、宮城オルレと台湾淡蘭古道の「友情の道」締結記念除幕式が開催されました。宮城オルレ各コースの首長、宮城県、宮城県議会議員とともにご招待を受けて出席してまいりました。現地では、連日マスコミに取り上げられ、宮城オルレのPRを行ってまいりました。昨年11月のオープン以来、宮城オルレ村田コースは、韓国や台湾からのツアーを利用した訪問者が増えており、このインバウンド観光客の増加は、経済的効果だけではなく、訪日中に体験した地域の魅力をSNS等で発信してもらうことで、更に地域の認知度が向上し、地域の活性化につながるものと思っております。

6月3日には、国内最高峰で最速の全日本スーパーフォーミュラ選手権を運営する、株式会社日本レースプロモーション様と、地域活性化およびモータースポーツの振興を目的に「地域連携パートナーシップ」協定を締結いたしました。この協定により、スポーツランドSUGO以外の会場でも本町の情報発信が可能となり、町の魅力を広く伝える機会が増えることとなります。実際に6月22日、23日にスポーツランドSUGOで開催された全日本スーパーフォーミュラ選手権の会場にブースを設置し、多くの方に町の魅力を発信してまいりました。

6月7日から9日には、道の駅村田において「ドレミファそらまめまつり」が開催され、本町の特産品である「そら豆」を求め、朝早くから長蛇の列ができました。そら豆の詰め放題や焼き立てのそら豆の試食など、そら豆の魅力がたくさん詰まったイベントとなりました。また、臨時駐車場となっているサテライト宮城でもキッチンカーや地域物産店ブースなどが出店し、沢山の方が来場し、楽しいひと時を過ごしていました。

今後とも、本町の観光施設等を活用した各種イベントやモータースポーツ関連イベントにおいて本町のPR活動を積極的に進め、交流人口の拡大と地域の活性化に向けてさらに邁進してまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年7月1日

村田町長 大沼 克巳

令和6年度村田町物価高騰対策給付金 のお知らせ

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯に対し、負担軽減を図るため給付金を支給します。

支給対象世帯 (令和6年6月3日時点で村田町に住民登録がある世帯)

①住民税非課税世帯

新たに令和6年度の世帯全員住民税が非課税の世帯

②住民税均等割のみ課税世帯

新たに令和6年度の世帯全員住民税が均等割のみ課税（定額減税前）されている世帯

③低所得の子育て世帯（次のいずれかの世帯）

①、②に該当する世帯で平成18年4月2日以降に生まれた児童を扶養している世帯

※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯は対象外です

ここでいう「扶養」とは税法上の扶養控除のことを指します

例えば、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は対象外です

※令和5年度村田町物価高騰対策給付金（7万円または10万円）対象世帯および他市町村で本給付と同等の給付金の対象となった世帯は対象外です

支給額

①住民税非課税世帯 ②住民税均等割のみ課税世帯（定額減税前）	1世帯当たり10万円
③18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた者） を扶養している世帯	児童1人につき5万円

※世帯が別でも実際に扶養している児童および令和6年6月4日以降に生まれた新生児も対象となります

手続き方法

①世帯全員が令和6年1月1日以前から引き続き村田町にお住まいの世帯

対象世帯には、「支給要件確認書」を6月中旬から順次郵送しております。返送期限は、令和6年10月31日（木）までとなっております。

給付金の返送期限を過ぎますと、給付金を受けることができなくなりますので、対象となる方はお早めにご返送ください。

②同一世帯に令和6年1月2日以降に町外から転入した方がいる世帯

同一世帯に令和6年1月2日以降に町外から転入した方がいる場合は、申請が必要です。

申請書は、健康福祉課・子育て支援課で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。給付金の申請期限は、令和6年10月31日（木）までとなっております。

対象となる方は、お早めに申請してください。

※ご自身の世帯が上記のどの世帯にあたるかで手続き方法が変わります

詳しくは、下記へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください →



【問】健康福祉課 社会福祉班 ☎ 83-6402 子育て支援課 ☎ 83-6405

令和6年度個人住民税の「定額減税」について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年度分の個人住民税について、定額減税が実施されます。定額減税の概要は、以下のとおりです。

◎対象となる方

- ・令和6年度の個人住民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下の方
- ※下記に該当する方は対象となりません
- ・個人住民税が非課税の方
- ・個人住民税が均等割や森林環境税のみ課税の方

◎減税額

- 1 納税者本人 1万円
- 2 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき1万円

※令和6年度の個人住民税の扶養親族数をもとに算定します

※算出した減税額が個人住民税所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります

◎主な減税の方法（令和6年度分）

①給与所得者の方（特別徴収）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の個人住民税の11分の1の額が、7月から翌年5月まで徴収されます。

[例] 納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族（16歳未満を含む）2人=4人

個人住民税が年額12万円の場合、11カ月間で8万円が徴収されます。

- ・定額減税額 $1万円 \times 4人 = \underline{4万円}$
- ・定額減税後の住民税 年額12万円 - 4万円（定額減税額） = 8万円

定額減税前（当年6月から翌年5月までの12カ月で徴収） 単位：円

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

※定額減税の対象とならない方は、6月分が徴収されます

定額減税後（令和6年6月分は徴収されない） 単位：円

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
0	8,000	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200

←11カ月で均した額が徴収されます→

③公的年金所得の方（特別徴収）

令和6年10月分の特別徴収税（年金天引）額から控除され、控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

[例] 納税者本人+扶養親族1人=2人

個人住民税の年額が10万円の場合

- ・定額減税額 $1万円 \times 2人 = \underline{2万円}$
- ・定額減税後の住民税 年額10万円 - 2万円（定額減税額） = 8万円

定額減税前 単位：円

4月	6月	8月	10月	12月	2月
			20,000	20,000	20,000

定額減税後 単位：円

4月	6月	8月	減税	12月	2月
			10月	12月	2月
			0	20,000	20,000

10月から控除（控除しきれない分は12月分以降から順次控除）

②事業所得等の方（普通徴収）

第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（8月分）以降の税額から順次控除されます。

[例] 納税者本人+扶養0人=1人

個人住民税の年額が8万5千円の場合

- ・定額減税額 $1万円 \times 1人 = \underline{1万円}$
- ・定額減税後の住民税 年額8万5千円 - 1万円（定額減税額） = 7万5千円

定額減税前 単位：円

第1期 (6月)	第2期 (8月)	第3期 (10月)	第4期 (12月)
22,000	21,000	21,000	21,000

定額減税後 単位：円

減税	第2期 (8月)	第3期 (10月)	第4期 (12月)
第1期(6月)			
12,000	21,000	21,000	21,000

6月から控除（控除しきれない分は8月以降から順次控除）

定額減税しきれないと見込まれる方への補足給付金（調整給付）について

定額減税において、納税者本人と扶養親族（配偶者含む）の人数から算定した定額減税可能額が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回り、減税しきれないと見込まれる場合は、別途差額が支給されます。

◎対象となる方

- ・定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」および「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）と見込まれる方

◎申請方法

補足給付金の対象となる方には、村田町からお知らせ（確認書）を送付する予定です。詳細が決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。

◎補足給付金の算出方法

①所得税分の減税しきれない額（マイナスの場合は0円）

$$\text{定額減税可能額 } 3 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) - \text{令和6年分推計所得税額} = \text{①所得税分の減税しきれない額}$$

②個人住民税分の減税しきれない額（マイナスの場合は0円）

$$\text{定額減税可能額 } 1 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) - \text{令和6年度分個人住民税所得割額} = \text{②個人住民税分の減税しきれない額}$$

③補足給付金（調整給付）※1万円単位に切り上げます

$$\text{①所得税分の減税しきれない額} + \text{②個人住民税分の減税しきれない額} = \text{補足給付金※}$$

[例] 納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養の子供2人 = 4人

令和6年分推計所得税額：7万3千円、令和6年度分個人住民税所得割額：1万8千円

所得税分定額減税可能額：3万円 × 4人 = 12万円

個人住民税分定額減税可能額：1万円 × 4人 = 4万円

①所得税分の減税しきれない額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人} = 12 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額} \\ \hline 7 \text{ 万} 3 \text{ 千円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①所得税分の減税しきれない額} \\ \hline 4 \text{ 万} 7 \text{ 千円} \\ \hline \end{array}$$

②個人住民税分の減税しきれない額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人} = 4 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分個人住民税所得割額} \\ \hline 1 \text{ 万} 8 \text{ 千円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②個人住民税分の減税しきれない額} \\ \hline 2 \text{ 万} 2 \text{ 千円} \\ \hline \end{array}$$

③補足給付金（調整給付）※1万円単位に切り上げます

$$\text{①} 4 \text{ 万} 7 \text{ 千円} + \text{②} 2 \text{ 万} 2 \text{ 千円} = \text{補足給付金※} 7 \text{ 万円} (6 \text{ 万} 9 \text{ 千円})$$

所得税（国税）の定額減税について

◎対象となる方

- ・令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方

※子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下の方

◎減税額

- 1 納税者本人 3万円
- 2 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）1人につき3万円
なお、所得税は国税であるため、所得税の定額減税についての詳細は、国税庁特設サイトをご覧ください。

定額減税国税庁
特設サイト↓



◎定額減税・補足給付金に関する詐欺にご注意ください

定額減税や給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報・通帳・キャッシュカード・暗証番号の搾取にご注意ください。

自宅や職場などに税務署や役場の職員などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、警察署や村田町役場へご連絡ください。また、国や県、役場を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合は、メールに記載されたURLにアクセスしたり個人情報を入力したりせず、削除してください。

【問】 税務課 住民税班

☎83-6403

自分らしく “生きる” ための第一歩

終活

一緒に考えてみませんか？

「終活」ことばは聞いたことがあるものの、具体的に何をしたら分からない方も多いのではないのでしょうか？

「終活」を正しく理解し、「我が事」として一緒に考えてみませんか？

1. 「終活」とは？

自分が亡くなった際の葬儀、お墓、遺言の準備や財産の相続、身の回りの生前整理など「人生の終わりについて考える活動」を略した造語です。「残された家族に迷惑をかけないために」という目的だけではなく、いつか訪れる自分の死と向き合い「今をより良く生きるための活動」として前向きに取り組む方が増えています。

3. 何から始めればよい？

終活を考えてみたいけれど、何から始めたらよいか分からないときは、エンディングノートを書いてみるのがおすすめです。

「終活」は体力はもちろん、気力や判断力がある時に行うのが理想です。

地域包括支援センター主任ケアマネジャー
兼社会福祉士からひと言



長年暮らしてきた家族でも、言葉にしなれば伝わらない想いがあります。難しく考えず、話すように、エンディングノートに記してみませんか？

2. いつから始めるの？

人生の最期はいつ訪れるか分かりません。

また、「人生の最期」に備えるだけではなく、万が一、病気や事故、認知症などで自分の意思を伝えられなくなった時に、延命治療をどうして欲しいか、希望する医療・ケアなど自分の意思を明確にしておくことは大切なことです。終活を始める時期に早すぎるということはありません。

4. 「エンディングノート」とは？

ひとくちにエンディングノートといっても、さまざまな種類のものが販売・配布されていますが、そのほとんどに共通する項目が5つあります。

- ①自分のことについて
- ②受けたい医療・介護について
- ③葬儀について
- ④財産・資産について
- ⑤残される方への想い

最初からすべての項目を書く必要はありません。じっくり考え、自分の気持ちがまとまった項目から書き記していきましょう。



村田町版「私のエンディングノート」

～終活に係る業務の支援に関する協定を締結しました～

町民の皆さまが「終活」を前向きにとらえ、安心して過ごすことができる町をめざし、全国でさまざまな終活支援サービスを展開している株式会社鎌倉新書と「終活に係る業務の支援に関する協定」を締結しました。みなさまが安心した暮らしを送れるよう支援していきます。みなさまの「終活」をサポートします！

みなさまの「終活」をサポートします！ ～主な取り組みのご案内～

1. 村田町版「エンディングノート」を無料で配布します

「終活」を考えるきっかけにさせていただけるように、村田町版「私のエンディングノート」を無料で配布します。

配布開始時期：令和6年7月1日～

配布場所：健康福祉課・社会福祉協議会・沼辺支所・菅生出張所

2. 終活専用相談ダイヤルを設置します【相談無料】(鎌倉新書のアドバイザーが対応します)

「エンディングノートの書き方が分からない」「遺言書を作成したい」「成年後見制度って何？」「おひとり様の葬儀って、どうしたらいいの？」終活の悩みは十人十色です。専門のアドバイザーにあらゆる終活の悩みを相談できます。

〈いい終活相談室〉 0120-992-316 (受付時間：平日 9時～17時)

3. 地域包括支援センターにおいて終活に関する相談を受付します

健康や介護、金銭管理の不安、頼りになる身内がいらないなど、成年後見制度、自分自身やご家族、親族の悩み、などに社会福祉士等が対応します。お気軽にご相談ください。

4. 「終活」に関する出前講座を開催します(「エンディングノート」無料配布)

地域の団体、集まり、サロンなどへ講師や職員が出向き「出前講座」を開催します。テーマは「エンディングノート」だけではなく、成年後見制度や相続、遺言、改葬、墓じまい、持ち物の整理などさまざまなテーマを用意しています。お気軽にお申し込みください。

〈相談・申込み窓口〉 地域包括支援センター (健康福祉課内)

〈電話番号〉 0224-83-6413 (受付時間：平日 8時30分～17時15分)

5. 終活講座を開催します！

入場無料

参加者には「エンディングノート」
プレゼント！

〈講演〉 『はじめての終活講座』

〈講師〉 鎌倉新書 終活アンバサダー

〈とき〉 8月6日(火) 午前10時～11時30分 (開場：9時30分)

〈ところ〉 村田町中央公民館 大ホール

〈内容〉 人生の心配事をなくす「終活」の実践・エンディングノートの書き方
成年後見制度ってどんな制度？ など

〈対象〉 終活に関心がある方 (定員：先着100名)

〈申込方法〉 健康福祉課(役場1階)まで来所またはお電話にて申込みください。

【問】健康福祉課 ☎ 83-6402

後期高齢者医療制度および国民健康保険のお知らせ

◆ 後期 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、令和5年中の所得を基に、個人ごとに算出されます。

令和6年度の保険料に関するお知らせは7月中旬に発送予定です。

● 保険料額の算出

【均等割額】

47,400円

+

【所得割額】

※賦課のもと 所得割率
となる所得 × 9.28%

※保険料額の限度額は、80万円です。令和6年3月以前に加入した方は73万円です

◆ 国保 制度の改正がありました

地方税法施行令改正により、次のとおり国民健康保険税課税限度額（上限）が変更になります。

区分	令和5年度	令和6年度
医療保険分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護保険分	17万円	17万円
合計	104万円	106万円

国民健康保険税の軽減措置の対象となる判定所得が変更になります。詳しくは、7月中旬に郵送する令和6年度納税通知書同封のチラシをご確認ください。

◆ 後期 国保 マイナ保険証をご利用ください

本年12月2日からは、現行の保険証は発行されなくなります。今のうちからマイナンバーカードを保険証として使ってみましょう。

詳しくは、保険証と同封のチラシをご覧ください。

◆ 後期 保険証が新しくなります

お手元の保険証は、令和6年7月31日で有効期限が満了となりますので8月1日から使える新しい保険証を簡易書留にて郵送します。

※新しい保険証は、令和7年7月31日まで有効です

● 後期高齢者医療制度

- ・被保険者証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・新しい保険者証は「みどり」です。

● 国民健康保険

- ・高齢受給者証
- ※限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な方は、役場町民生活課（沼辺支所・菅生出張所も可）で、更新の手続きをしてください

※マイナ保険証をご利用になると毎年の限度額適用・標準負担減額認定証の更新手続きの必要はなくなります

◆ 後期 国保 古い保険証等の返還について

● 後期高齢者医療制度

8月1日以降、町民生活課（沼辺支所・菅生出張所も可）まで返還してください。

● 国民健康保険

返却する必要はありませんが、裁断して確実に処分してください。

◆ 後期 国保 短期等について

特別な理由がなく保険料（税）を滞納すると、通常よりも有効期間の短い保険証を交付することになります。保険料（税）は納期限内にきちんと納めましょう。

【問】 町民生活課 保険年金班 ☎ 83-6401
 税務課 住民税班 ☎ 83-6403
 宮城県後期高齢者医療広域連合
 ☎ 022-266-1021

成人歯科健診を受診しましょう

食事や会話など、日々の生活を豊かにし、心身ともに健康で過ごすためには「口腔の健康」が不可欠です。町では、むし歯や歯周病などの予防と早期発見のために、町内の歯科医院で歯科健診を実施します。

対象となっている方には受診券をお送りしています。

ぜひ、この機会に歯科健診を受けましょう！

▼期 間

7月1日（月）～12月27日（金）

※歯科科医院休診日を除く

▼対象者

- ①国民健康保険被保険者で
満40歳から満65歳まで
- ②国民健康保険被保険者以外の
40歳、45歳、50歳、55歳、60歳
(年度末年齢)の方

▼自己負担

500円（歯科医院窓口でお支払いください）

健診の予約方法など
はお送りした受診券に
同封のお知らせをご確
認ください。



【問】町民生活課 保険年金班 ☎83-6401
保健センター ☎83-2312

住民基本台帳閲覧状況を公開します

町では、住民基本台帳（氏名、住所、生年月日、性別等を記載した台帳）の閲覧制度に基づき、年に1回閲覧者の氏名等を公表することとなっています。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの閲覧状況については、次のとおりです。

▼個人または法人の申出による閲覧

- ①請求者
(株)日本リサーチセンター
代表取締役社長 杉原領治
- ②請求事由または利用目的の概要
生活意識に関するアンケート調査
- ③閲覧年月日
令和5年11月28日
- ④閲覧にかかる住民の範囲
大字薄木、大字小泉の20歳以上の男女

【問】町民生活課 総合窓口班 ☎83-6401

介護保険負担割合証・介護保険負担 限度額認定証の更新時期です

現在お持ちの介護保険負担割合証と介護保険負担限度額認定証は、有効期限が7月31日（水）までとなっています。新しい負担割合証を7月下旬に送付しますので、到着後は氏名等の確認をお願いします。

限度額認定証の更新対象となっている方には、6月中旬に更新案内を送付しています。引き続き認定証が必要な場合は、更新の手続きをお願いします。

	介護保険 負担割合証	介護保険 負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている方や事業対象者	介護保険施設に入所している方やショートステイを利用する方
証の色	ピンク色	黄緑色
有効期限	7月31日（水）	7月31日（水）
更新の 手続き	手続きは不要です。 新しい負担割合証を 郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、7月5日（金）までに健康福祉課で更新の申請をしてください。

【問】健康福祉課 高齢福祉班 ☎83-6402

高齢者向け食事サービスの実施日が増えます

7月より、高齢者向けの食事（夕食）サービスを月曜日から金曜日までの週5回実施します。

サービスの利用には一定の条件があり、お体の状態や生活状況などの調査を行ったうえで決定となります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

実施日時	毎週月曜日～金曜日（元旦を除く） 午後3時～5時（時間指定不可）
対象者	一人暮らしや高齢者のみの世帯等で、食事の調理などが難しい高齢者の方
配達	村田町社会福祉協議会の配達ボランティアがご自宅までお届けします
自己負担額	一食300円

【問】健康福祉課 高齢福祉班 ☎83-6402

「みやぎ健康ウォーク」で楽しく歩こう

宮城県では、県民のみなさんの日々の健康づくりを促進することを目的に健康増進ミニアプリ「みやぎ健康ウォーク」を提供しています。

ぜひ、ダウンロードし、健康づくりにお役立てください。

アプリのダウンロードや詳しい使い方はこちらから→



【問】宮城県保健福祉部健康推進課

☎022-211-2624
保健センター ☎83-2312

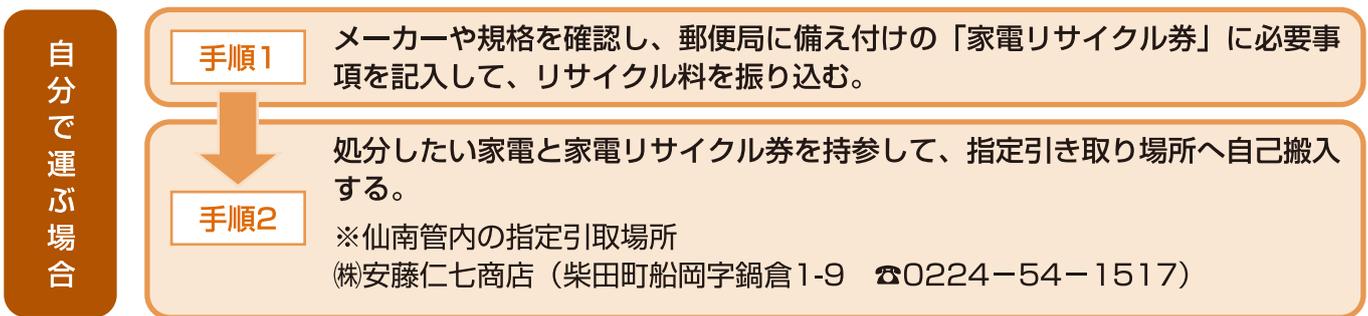
ごみ区分の変更について

令和6年4月1日より、有機ELテレビが家電リサイクル法の対象品目となりました。これに伴い、廃棄する場合は、家電リサイクル料金が発生しますので、ご注意願います。

家電リサイクル法対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）は、仙南リサイクルセンターで処理できません。購入・買い替えのお店または、村田町のごみ収集業者に引き取りを依頼するか、指定引取場所へ持ち込んでください。

リサイクル料金は、製造業者によって異なりますので、各自でご確認ください。

▼廃棄の方法



【問】仙南リサイクルセンター ☎0224-33-2225
町民生活課 環境衛生班 ☎83-6402

7月は『社会を明るくする運動強化月間』です

～犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ～

▼社会を明るくする運動とは？

すべての国民が「犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生」について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で74回を迎えます。

地域の安全で安心な暮らしをかなえるために、自分に何ができるのかを考えてみませんか。



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのサラちゃん

【問】町民生活課 総合窓口班 ☎83-6401

マイナンバーカード交付のための休日窓口開設のお知らせ

休日窓口では、マイナンバーカードの申請や交付などマイナンバーに関する業務について取り扱います。

詳細は、広報むらたと一緒に配布されていますマイナンバーカードのチラシをご覧ください。

開設日	7月7日（日）、8月4日（日）
受付時間	午前9時～午後4時
対応窓口	役場本庁舎1階 町民生活課
取扱業務	マイナンバーカード交付 電子証明書更新 暗証番号再設定 マイナンバーカードオンライン申請 その他申請案内等

【問】町民生活課 総合窓口班 ☎83-6401

村田町ブロック塀等 除却事業のお知らせ

ブロック塀等の倒壊事故を未然に防止し、通行人の安全な道路環境を形成するため、道路に面するブロック塀等の除却・除却後のフェンス等の設置に対する費用の一部を助成します。

▼募集件数＝10件

▼補助対象（詳細はお問い合わせください。）

- ・道路に面したブロック塀等で道路より高さが1m以上のもの等
- ・除却した跡地に屏等を設置する工事

▼補助額＝250,000円（上限額）

まずは、ご相談だけでも構いませんので、建設水道課までお問い合わせください。

【問】建設水道課 管理班 ☎83-6407

農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農業委員会では、遊休農地の状況などを確認するため、町内全域の利用状況調査を実施します。

▼調査の期間＝7月（パトロール強化月間）

▼調査の方法

農業委員および地区担当の農地利用最適化推進委員、職員が農地へ立ち入り、お話しを伺うことありますが、ご理解とご協力をお願いします。

【遊休農地とは】

- ①1年以上にわたり、耕作がされておらず、今後、耕作されないと見込まれる農地
- ②周辺の農地と比べて、著しく低利用となっている農地

【なぜ調査が必要なのか?】

農地は、一度耕作をやめて数年経つと原形を失うほど荒れてしまい、耕作できる状態まで戻すのに、大変な手間と時間がかかります。また、農地の適正な管理ができないと、雑草が生い茂り害虫などの棲み処になるだけでなく、粗大ごみや産業廃棄物等の不法投棄場所となったり、悪臭や汚水の発生源となり近隣農地へ多大なる迷惑をかけてしまうこととなります。

【遊休農地と判断されると】

所有者に対し、農地の利用意向調査を行うこととなります。この調査で農地を貸し出すか、自らが耕作をするなどの意思確認ができず、そのまま放置すると固定資産税の課税が強化される場合もありますので、ご注意ください。

【農地の適正管理に努めましょう】

農地が荒廃・遊休化すると、病害虫の発生や鳥獣被害の拡大など、近隣農地へ悪影響を及ぼしますので、定期的に草刈りを行うようお願いいたします。

【問】農業委員会事務局 ☎83-6409

木造住宅耐震診断助成事業のお知らせ

昭和56年5月31日以前に着工した木造在来軸組構法および枠組壁構法の戸建て木造住宅を対象に耐震診断士を派遣し、住宅の耐震診断と耐震改修計画の作成を行います。

▼耐震診断にかかる料金（延床面積200㎡以下）

自己負担金	3,400円
-------	--------

▼募集について

募集件数	2件
募集期間	令和7年1月31日（金）まで 随時募集
その他	・延床面積が200㎡を超える場合は診断料・自己負担額等が変わります。 ・予定件数に達した場合はその時点で募集終了となります。 ・その他詳細はお問い合わせください。

耐震化についての
詳細はこちらです→



【問・申込】建設水道課 建設班 ☎83-6407

木造耐震改修工事促進助成事業のお知らせ

木造住宅耐震診断助成事業で行った耐震診断の結果、耐震性が無いと判定された住宅が、耐震改修工事・建て替え工事を実施する場合に使用できる補助事業です。

対象住宅	(1)昭和56年5月31日以前に着工した木造在来軸組構法または枠組壁構法の戸建て木造住宅 (2)町実施の耐震一般診断事業において上部構造評点1.0未満の住宅で、改修工事施工後上部構造評点1.0以上に改修または建替え工事を実施する住宅等 (3)その他要件に該当する住宅
補助額	(1)耐震改修工事のみの場合 最大補助額 100万円 (2)耐震改修工事とその他改修工事を行う場合 最大補助額 110万円
募集件数	1件
募集期間	12月20日（金）まで 随時募集
その他	・予定件数に達した場合はその時点で募集終了となります。 ・その他詳細はお問い合わせください。

【問・申込】建設水道課 建設班 ☎83-6407

定住促進住宅入居者募集

▼入居募集戸数（20戸）

住宅	定住促進住宅 住所：村田町大字村田字塩内161番地2 3DK 風呂付5階建	
部屋番号	1号棟：10部屋	2号棟：10部屋
	104、303、306、 401、402、406、 503、504、505、 506	204、205、301、 303、305、402、 403、404、501、 503
家賃月額	1～3F：43,000円 4F：40,000円 5F：38,000円	子育て世帯、若年 夫婦世帯、転入世 帯以外の世帯
	1～3F：37,000円 4F：34,000円 5F：32,000円	子育て世帯、若年 夫婦世帯、転入世 帯
	1～3F：31,000円 4F：28,000円 5F：26,000円	子育て世帯、かつ、 子どもが2名以上 いる世帯
入居資格	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に定住を希望し、住宅を必要としている方 ・子育て世帯、若年夫婦世帯、または転入世帯であること ・世帯収入が、規則で定める基準額以上であること ・税金等の滞納がない方 ・暴力団関係者でないこと（世帯員も含めて） 	
申込期限	7月1日（月）～7月16日（火）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他入居資格条件がありますので、建設水道課へお問い合わせください。 <p>【問】建設水道課 管理班 ☎83-6407</p>	

令和6年7月の納税・保険料・使用料

期限内の納入をお願いします。

- | | |
|-------------|-----|
| ①固定資産税 | 2期分 |
| ②国民健康保険税 | 3期分 |
| ③介護保険料 | 4期分 |
| ④後期高齢者医療保険料 | 1期分 |
| ⑤水道使用料 | 7月分 |
| ⑥下水道使用料 | 7月分 |

【問】〈固定資産税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料〉
税務課 ☎83-6403
〈水道使用料・下水道使用料〉
建設水道課 ☎83-6407

町営住宅入居者募集

▼入居募集住宅（17戸）

住宅名	建物説明
北の内住宅	3DK 風呂釜無 中耐3階 (1階・2階・3階 計6部屋募集中) 家賃15,300円～
部屋番号	1-14号、1-23号、1-32号、2-23号、 2-32号、2-33号
石生住宅	3DK 風呂釜無 中耐3階・中耐2階 (1階・2階・3階 計11部屋募集中) 家賃16,000円～
部屋番号	1-14号、1-21号、1-22号、1-23号、 1-33号、2-11号、2-12号、2-22号、 3-21号、3-22号、3-23号
入居資格	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、住宅に困っていることが明らかな方 ・税金等の滞納が無い方 ・公営住宅法に定める収入基準額を満たしている方 ・暴力団関係者でないこと（世帯員も含めて）
申込期間	7月1日（月）～7月16日（火）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・月額家賃は収入や部屋によって異なります。 ・申込者多数の場合は、抽選で入居予定者を決定します。 ・駐車場使用料は別途3,000円/月。 ・その他入居資格条件がありますので、建設水道課へお問い合わせください。 <p>【問】建設水道課 管理班 ☎83-6407</p>

生活保護の相談窓口

▼日 時＝7月11日（木）午前10時～午後3時

▼場 所＝役場本庁舎3階ミーティングルーム

【問】仙南保健福祉事務所生活支援班

☎53-3122

健康福祉課 社会福祉班 ☎83-6402

今月の行政相談

今月は、次の日程で行政相談所を開設します。

▼日 時＝7月17日（水）午前10時～正午

▼場 所＝役場本庁舎3階ミーティングルーム

【行政相談委員】大内光夫さん

沼辺字竹ノ内260番地 ☎52-6826

消費者の窓

国民生活センター越境消費者センターには、国内事業者のサイトを利用して表示された「スタート」、「OK」、「今すぐ視聴する」などのボタン表示をクリックしたところ、意図せず、海外事業者とのサブスクリプション契約（月額料金等の定額を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができる契約。）となっていた、との相談が多数寄せられています。

【事例】映画館で使う会員カードを更新するため、以前その映画館からもらっていた用紙に記載された2次元コードを読み取ってサイトに入ったところ、「スタート」ボタンが出てきたのでクリックした。遷移した画面にメールアドレスとクレジットカード情報を入力したところ、「5日間の無料期間後、月額約7,500円かかる」と表示された。映画館の会員カードのサイトとは別のサイトに登録してしまったようだ。海外事業者と思われるサイトのログイン画面が表示さ

海外のサイト!?



意図せず別サイトに誘導され、サブスク契約してしまうトラブル!

れたが、ログインもできず、事業者のメールアドレス等の連絡先もわからない。クレジットカード会社に連絡し、クレジットカードの停止と再発行の手続をしたが、その他にすべきことはあるか。

◆消費者へのアドバイス

- ・「スタート」等が表示されても、広告ではないかを確認しましょう。
- ・登録完了メールが届いていないか確認しましょう。また、クレジットカードの請求をこまめに確認しましょう。
- ・事業者への申し出の方法がよくわからない場合や不安に思った場合にはすぐに消費生活センター等に相談してください。

☆消費生活相談 まずはお電話を!

【問】町民生活課 総合窓口班 ☎83-6401

・県大河原合同庁舎 県民サービスセンター
午前9時～午後4時 月～金 ☎52-5700

・宮城県消費生活センター
平日 午前9時～午後5時(土日は午後4時まで)

☎022-211-3123

※祝日・年末年始はお休みです

ご存じですか?

7月は国民年金保険料の免除・猶予の切り替え月です。

令和5年度分の国民年金保険料納付免除・納付猶予の対象期間は、6月までです。7月以降も免除・猶予を希望する場合は、7月1日以降に改めて申請する必要があります(前年度に免除・猶予に該当した継続申請の方は除く)。

申請する場合は、町民生活課または年金事務所、マイナポータルでお手続き願います。

【令和5年1月1日以降に失業した方】

「失業特例」による免除審査が受けられます。審査時、本人の前年度所得が0円で計算されますので、申請時「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格者証」を持参してください。

【継続申請が却下になった方】

継続申請(全額・猶予)の結果が却下になった場合でも、一部免除の申請が可能です。ご希望の方はお申し出ください。

国民年金

マイナポータルからもねんきんネット利用が可能です。

マイナポータルを通じて、ねんきんネットに登録することで、年金情報を手軽に確認できるようになっています。

- 年金記録の確認
- 将来の年金見込額の試算
- 電子版ねんきん定期便の閲覧
- 年金振込通知書や年金額改定通知書の確認
- 国民年金保険料控除証明書や公的年金の源泉徴収票などの再交付申請

マイナポータルの利用には、マイナンバーカードが必要となります。こちらの申請については町民生活課にお問い合わせください。

【問】町民生活課 保険年金班 ☎83-6401

大河原年金事務所 ☎51-3111

ねんきん(加入者用) ☎0570-003-004

ダイヤル(受給者用) ☎0570-05-1165

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>



子育て支援センター からのお知らせ

「水遊びウィーク」

天気の良い日は水遊びを楽しもう！

- ▼対象＝未就園児の親子
(夏休み期間中は就園児も可)
- ▼日時＝7月1日(月)
～8月9日(金)
午前10時～11時半
夏休み中は午後も開催します。
- ▼場所＝アンパンマン遊具脇
- ▼持ち物＝水着・帽子(日よけ用)・水分補給用飲み物・おむつ
のお子さんは水遊び用おむつ



※暑さ指数が基準を超えた場合は、水遊びを中止しますのでご理解とご協力をお願い致します。

なかよし広場

「パネルシアター」

- ▼対象＝未就学児の親子
- ▼日時＝7月24日(水)
10時～40分程度
- ▼場所＝めろんの部屋
- ▼内容＝パネルシアターを使って楽しいお話を見せます。
- ▼演者＝パネルシアターの会
「そらまめ」のみなさん
- ▼申込＝7月17日(水)まで



なかよし広場

「親子で映画を楽しもう」

めろんの部屋が映画館に?!

- ▼対象＝未就学児の親子
- ▼日時＝8月1日(木)
10時～40分程度
- ▼場所＝めろんの部屋
- ▼内容＝トムとジェリー・他
- ▼申込＝7月25日(木)まで
支援センターに来館または電話をお願いします。

お誕生カードプレゼント

- ▼対象＝7月生まれの未就園児
- ※来館時に手形を押した誕生カードをプレゼントします。
- 職員までお声がけ下さい。



裏面にはメッセージが書けるよ!

NEW 玩具紹介

「メルちゃんのおうち」「回るおすし屋さん」



メルちゃんのお家が登場! 2階建てで自由に配置を変えて遊ぶことができます。ソファに座らせたりお布団に寝せたり・・・トイレもありますよ! 夢中で遊ぶ姿が見られています。



新幹線の回るお寿司屋さん。手作りタッチパネルで注文できます。帽子をかぶってお寿司屋さんになりきって遊んでいます。子どもたちにはサーモンが人気!

お母さんの広場

「ハーバリウム制作」

5月31日開催 作品紹介
子育て真っ最中のお母さんたちがリフレッシュできる時間となったようです。



一時預かり保育を利用してみませんか?

子育て支援センターでは、1歳以上の就園前のお子さんの一時預かり保育を行っています。預ける理由は問いません。前日までに申込が必要になりますので、子育て支援センターにお問い合わせください。

【利用時間】

午前9時から正午の間
午後1時から4時の間

【利用料】

1回500円

子育て支援センター

子育て世代包括支援センター

開館日＝月曜日～金曜日(土・日・祝日休み)

利用時間＝午前9時～正午

午後1時～4時30分

【問】子育て支援センター(村田町児童館内)

☎83-3901

★絵本の貸出も行っています★

知って得する 健康コラム



第3期 健康むらた21計画
 守ろう！子どもの健康
 見直そう！生活習慣
 延ばそう！健康寿命

知-
が-
ん

休養・こころの健康

現状と課題

休養は、こころとからだの疲労回復のために欠かせないものです。しかし、さまざまな理由で多くの方がストレスと感じており、村田町の「睡眠による休養がとれている」と答えた人の割合は6割ほどでした。特に20～50歳代の方は5割前後と休養がとれていない状況でした。【R4年度住民アンケートより】

目標

- 1、睡眠時間が6～9時間の人が増える
- 2、睡眠で休養がとれている人が増える
- 3、ストレスを解消できる人が増える
- 4、自殺死亡率が減る



「積極的休養」のススメ

適度にからだを動かすことで疲労回復を早める「積極的休養」をご存じですか。横になっている時よりも回復が早まり、自律神経も整えられる「積極的休養」。ぜひ、生活に取り入れてみてください。

「積極的休養」にチャレンジ

「疲れているから」とごろごろと過ごしていたら、さらに疲れが増した経験は誰にでもあるのではないのでしょうか。

そんな時は、からだをほぐす適度な運動（積極的休養）が必要です。

適度な運動により血流がよくなり、疲労回復を高めます。また「幸せホルモン（セロトニン）」が分泌され、こころのバランスを整える効果も得られます。

積極的休養	消極的休養
マッサージ ストレッチ ゆっくり入浴 ウォーキング ペットと遊ぶ	睡眠（昼寝） 横になる 音楽鑑賞 読書

2つの休養を上手に使い分けて充実した生活を送りましょう。



≫ 次回は、「歯の健康」についてお知らせします。

ほけんセンター ニュース



検診や健康情報をお知らせします

胃がん未検者検診を行います。

申し込みはしていたけれど、都合が悪くて5月の健診時に受けられなかった方はもちろん希望する方はこれから申し込みできます。

また、40歳未満の方は、6,050円（全額自己負担）で受けることができます。

【問】保健センター ☎ 83-2312

検診会場ではマスクの着用をお願いします。
みなさまのご理解、ご協力をお願いします。

日時：7月27日（土）
午前7時30分～10時
場所：村田町中央公民館
対象：40歳以上の方
負担金：1,500円



お知らせをいっぱい詰め込んでお届けします。掲載依頼は総務課総務班へお寄せください。

☎83-2111 📠83-5740

情報

ポケット

7月

●依存症専門相談

アルコールや薬物、ギャンブル、買い物、ゲームなどに関する悩みを抱える本人や家族を対象に、精神保健福祉士が相談をお受けします（要予約）。

日時	7月17日（水） 午後2時30分～4時30分
場所	仙南保健所

【予約・問合せ】

仙南保健所 母子・障害班 ☎53-3132

●依存症家族教室

さまざまな依存症に対する家族としての適切な対処法を学び、話し合い、回復について考えて生きましょう（要予約）。

日時	7月17日（水） 午後1時～2時30分
場所	大河原合同庁舎

【予約・問合せ】

仙南保健所 母子・障害班 ☎53-3132

●マロニエの会（自死遺族わかちあいの集い） のお知らせ

「同じ悲しみ、苦しみ、悩み」をわかちあひましょう。

日時	7月21日（日） 午後1時～4時30分
場所	オーガ2階多目的ホール1
対象	自死遺族の方

【問】全国自死遺族連絡会

☎090-5835-0017

●預けて安心 自筆証書遺言書保管制度

ご自身で書かれた遺言書を法務局に預けることができます。

法務局がお預かりすることで、遺言書が発見されなかったり、書き換えられたりといった問題がなくなります。

ご自身の財産を大切な方へ託す方法の一つとして遺言書を見当されている場合は、ぜひ、自筆証書遺言書保管制度をご利用ください。

【問】仙台法務局大河原支局 ☎52-6053

暮らし

●エイズ・クラミジア・梅毒・B型肝炎・C型肝炎の相談、抗体検査

相談・検査ともプライバシーはかたく守られ、性感染症相談は匿名で受けられます。

日時	7月2日（火）・16日（火） 午前9時30分～11時30分
場所	仙南保健所
その他	感染が気になる方は原則無料 検査は予約が必要です。 検査内容：問診・採血（10ml） 検査結果：次の検査日に来所していただき、直接お知らせします。（代理不可）

<性感染症や肝炎に関する相談>

- ・電話：平日、午前8時30分～午後5時15分
- ・面接：検査日時に無料で受けられます。

【予約・問合せ】

仙南保健所 疾病対策班 ☎53-3121

●骨髄バンクドナー登録

白血病などで骨髄移植を希望する方に提供者が見つかるよう、登録にご協力ください。

登録要件	年齢：18歳以上、54歳以下の健康な方 体重：男性45kg以上、女性40kg以上
登録の流れ	登録の説明→問診→申込書記入→採血
日時	7月2日（火）・16日（火） 午前9時30分～11時30分
場所	仙南保健所 ※献血ルーム（アエル20・AOBA）でも登録できます

【予約・問合せ】

仙南保健所 疾病対策班 ☎53-3121

●思春期・引きこもり専門相談

思春期のトラブルや引きこもりの悩みに対して、精神科医や相談員による相談を行います。本人だけでなく、家族や関係する方が相談することもできます（要予約）。

日時	7月18日（木） 午後1時30分～4時20分
場所	仙南保健所

【予約・問合せ】

仙南保健所 母子・障害班 ☎53-3132

●令6年度防衛省自衛隊自衛官等採用試験

▼種目	一般曹候補生・自衛官候補生 他
▼受験資格	7月1日(月)から9月3日(火)まで
▼資格	18歳以上33歳未満の方
▼試験日時	受付時にお知らせします。

【問】総務課 防災班 ☎83-2111
自衛隊大河原地域事務所 ☎53-2185



●「村田町民親睦ゴルフ大会」参加者募集

8月11日(日)に開催される「令和6年度村田町民親睦ゴルフ大会」の参加者を募集しています。

ゴルフを通じて参加者相互の親睦と交流を図りながら、地元の振興を目指しています。参加を希望される方は、村田町商工会までご連絡ください。

▼開催日=8月11日(日)

▼場 所=仙台南ゴルフ倶楽部

▼参加資格

- ①村田町に居住または勤務している方
- ②村田町にゆかりのある方

▼参加申込

7月16日(火)まで村田町商工会へお申し込みください(先着80名)。

▼費 用

- 3,000円(賞品代、懇親会費等)
- ※こちらは申し込み時にお支払いください
- 8,030円(食事付、セルフプレー)

▼主 催=村田町民親睦ゴルフ大会実行委員会

【問】村田町商工会 ☎83-2267

●白石高等学校マンドリン部第15回定期演奏会

仙南地域唯一の高校マンドリン部です。3年前には全国高校総合文化祭に出場しました。マンドリンでしか味わえない音色をぜひ聴きにきてください。

▼日 時=7月14日(日) 入場無料

午後1時開場 午後1時30分開演

▼場 所=仙南信用金庫本店3階しんきんホール
白石市沢端町1-45

ご来場の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

【問】宮城県白石高等学校 マンドリン部 林良毅
☎25-3154



●令和6年度仙南地域広域行政事務組合職員採用試験実施要領について

▼職種および採用予定人数	初級(高校卒業程度) ①行政(2名程度) ②行政(社会人経験者1名程度) ③消防(10名程度)
▼受験資格	①平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 ②平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 直近5年(平成31年4月1日から令和6年3月31日)中に実務経験を2年以上有する方 ※実務経験の詳細は、組合総務課までお問い合わせください ③平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 第1種普通自動車運転免許(オートマチック車限定を除く)を取得している方、または採用から6カ月以内に取得見込みの方(採用後、将来的に消防車両を運転することから、準中型以上の免許取得を推奨)採用された勤務地に配属された場合は、原則として当消防本部管轄区域内に居住できる方
▼第1次試験	9月22日(日)午前10時~ 仙南地域広域行政事務組合総合庁舎3階会議室 択一式試験・適性検査・作文試験
▼第2次試験	第1次試験合格者に通知
▼申込期間	7月1日(月)から 8月5日(月)まで(必着)
▼申込方法	・仙南地域広域行政事務組合総務課から所定の申込用紙の交付を受けて申し込んでください。 ・もしくは仙南地域広域行政事務組合ホームページから申込用紙をダウンロードして申し込んでください。 https://www.az9.or.jp/

【問】仙南地域広域行政事務組合総務課
☎52-2628

町

のようす 令和6年5月末日現在

人口… 9,950人(-26人)
 男… 4,994人(-14人)
 女… 4,956人(-12人)
 転入… 20人 転出… 32人
 出生… 1人 死亡… 15人
 世帯数… 4,111戸(-11戸)

喜びと悲しみ

結婚おめでとう(敬称略)



♥ 櫻中 辰哉 (内町)
 関 郁美 (小泉東)

誕生おめでとう(敬称略)



赤ちゃん 保護者 行政区

たやま ちひろ
 田山 千博くん (友貴・三由季) 本 町
 すずき
 鈴木 さくらちゃん (祐士・桃子) 小泉西町

おくやみ申し上げます(敬称略)



氏名 年齢 世帯主 行政区

岩間 すい (98)	喜 一 郎	小泉東
高橋 かよ (99)	本 人	足立西
佐藤 昇 (80)	本 人	小泉東
小山 浅吉 (99)	本 人	足立西
小室あさよ (99)	健	沼辺南
一條久代治 (83)	本 人	足立西
宇沼 孝子 (80)	富 夫	足立西
横尾 榮治 (88)	本 人	菅生下
小林さみ子 (97)	安 夫	菅生下
伊藤 幸治 (82)	本 人	足立東
小山 榮一 (83)	本 人	沼 田

「哀悼のことば」について

町では町内在住の死亡された方に対し、「哀悼のことば」を死亡届けの際にお渡し申し上げます。弔意を表しております。

告別式において、弔電ご披露の折にご奉読をお願いしております。

■このコーナーでは、結婚・誕生・死亡のお知らせを行っています。掲載を希望される方は、戸籍の届け出の際、窓口にある「お知らせ依頼書」に記入し、申請してください。

地域包括
支援センター

いきいき通信



65歳以上の人は・・・
特に熱中症に注意が必要です!!



総務省消防庁によると、救急搬送された熱中症患者の半数以上は、65歳以上と報告されています。また、高齢者は年齢とともに体内の水分量が減少し、次第に喉の渇きを感じにくくなるという特徴があります。そこで、暑さが本格化する前に、水分補給のポイントについてお伝えします。



Q、1日どれくらい水分をとればいいですか？

A、1.2Lが目安です！これは、コップ約6杯分、ペットボトル500mL 2.5本分となります。

Q、どのような飲み物を飲めばいいですか？

A、水、経口補水液、麦茶が適しています。しかし、アルコール飲料、カフェイン飲料は利尿作用が働き、逆に水分を失うこともあるため不向きです。

広報むらた6月号の内容も復習しながら、暑い夏を安全に過ごしましょう。

☆今月の地域包括支援センター行事☆

場所はいずれも「多世代交流センター」です。

おれんじカフェ 参加自由	日時：7月24日(水) 午前10時～11時30分
シニア倶楽部 参加自由	7月の毎週月曜日(祝日休み) 午後1時30分～3時30分
シニア倶楽部 『特別講座』 参加自由	日時：7月25日(木) 午後1時30分～3時 持ち物：水分、タオル、上靴
もの忘れ相談 ★要予約	日時：8月6日(火) 午後1時30分～3時30分 相談医 川崎こころ病院 院長 石井 洋先生

☆「小規模多機能型居宅介護あいやま」主催のカフェ☆

あいやまカフェ 参加自由	日時：7月13日(土) 午前10時～11時30分 持ち物：上靴 場所：村田ふれあいセンター
-----------------	--

◆お申し込み・問い合わせ◆

地域包括支援センター ☎83-6413

◆あいやまカフェの問い合わせ◆

小規模多機能型居宅介護あいやま ☎82-2380

7月の行事

事業名	日	時間／場所	備考
母子健康手帳交付	8日(月)・22日(月)	13:00～15:00／保健センター	
こころの健康相談	9日(火)	13:00～15:30／保健センター	
1歳6カ月児健診	11日(木)	12:20～12:40／保健センター	対象：R4.10.19-R5.1.10 生
4カ月児健診	11日(木)	13:30～13:45 受付／保健センター	対象：R6.2.21-4.10 生
発達相談	17日(水)	9:15・13:30 受付／保健センター	要予約
B C G	18日(木)	9:20～9:30 受付／大河原保健センター	対象：R6.1.1-2.18 生
育児相談	25日(木)	9:30～10:30 受付／保健センター	
人権相談	31日(水)	13:00～15:00／多世代交流センター	多目的室
生活相談	毎週水曜日	13:00～16:00／多世代交流センター	和室

母子健康手帳交付持ち物：妊娠届、個人番号カード等

保健センター、多世代交流センター | 保健センター、多世代交流センターは、小さなお子様が多く利用しています。小さなお子様等、利用される方が感染症にかかっている場合は、ご利用をお控えいただき、次回実施予定日にご利用ください。

7月の休日当番医

日	内科	内科薬局
	外科	外科薬局
7日(日)	しばた協同クリニック(柴田) ☎57-2310	つばさ薬局船岡店 (柴田) ☎58-1065
	みやぎ県南中核病院 (大河原) ☎51-5500	アイランド薬局 (大河原) ☎53-4189
14日(日)	日下内科医院 (大河原) ☎52-1058	村上薬局 (大河原) ☎52-4275
	善積医院 (村田) ☎83-2172	カメイ調剤薬局村田店 (村田) ☎83-2885
15日(月) 海の日	太田内科 (柴田) ☎55-1702	船岡調剤薬局 (柴田) ☎58-1189
	みやぎ県南中核病院 (大河原) ☎51-5500	カメイ調剤薬局大河原店 (大河原) ☎51-3121
21日(日)	平井内科 (大河原) ☎52-2777	甲子調剤薬局 (大河原) ☎51-5085
	毛利産婦人科医院 (柴田) ☎55-3509	銀座薬局 (柴田) ☎54-2201
28日(日)	さくら小児科 (大河原) ☎51-5355	仙台調剤大河原店 (大河原) ☎51-4040
	みやぎ県南中核病院 (大河原) ☎51-5500	仙台調剤大河原西店 (大河原) ☎51-4011
日	歯科	
7日(日)	船岡中央わたなべ歯科 (柴田) ☎51-8820	吉村歯科医院 (白石) ☎26-2118
14日(日)	和野歯科医院 (柴田) ☎55-5126	宍戸歯科医院 (角田) ☎63-1670
15日(月)	後藤歯科医院 (大河原) ☎52-2533	かおる歯科医院 (白石) ☎24-3777
21日(日)	こや歯科医院 (柴田) ☎54-5005	大久保歯科医院 (角田) ☎62-4084
28日(日)	榊原歯科医院 (村田) ☎83-2419	亘理歯科医院 (白石) ☎26-2563

**宮城県子ども安心
夜間コール**



お子さんの急な発熱やケガなどで、すぐに受診させた方がよいのか、様子を見ても大丈夫なのか迷ったときは……

固定電話、
携帯電話からは…
☎#8000
PHSなどからは…
☎022-212-9390
相談時間／19:00～8:00

**平日夜間初期
救急外来**



**仙南夜間
初期急患センター**
(みやぎ県南中核病院の正面敷地内)
受付時間／18:45～21:30
☎51-9986

○診療科目／内科
(中学生以上の方)
・急な発熱など救急患者
・自家用車などで来院できる方

【問】
保健センター
☎83-2312
多世代交流センター
☎83-5422

※みやぎ県南中核病院選定医療費(休日は7,700円)についてはじめて来院される方や、ご予約のない患者さんは、保険診療の一部負担金とは別に、選定医療費がかかります。



見てみらいん! 今月のおすすめ本

著者・市川力

『地図を描こう! あるいてあつめておもしろがる』



Feel度Walk(フィールドワーク)をしてみよう!
 「止」まってばかりで「少」しずつ進む歩き方。
 感度の高まる歩き方 だから Feel 度 Walk。
 写真を撮りながら歩くことで磨かれる「なんとなくセンサー」。
 自撮りはご法度 映えなくていい。
 ゲーグル先生とウィキ先生はお休みください。
 Feel度Walkから帰ったら地図を描いてみよう!
 名付けて「スケッチ地図」!
 スマホを見てるだけじゃ見つからない、自分は何が好きなんだろうを見つける、自分だけの「たからものの地図」を探しにいこう!

◆テーマ展「オリンピック」を開催します。

7月26日から「パリ夏季2024オリンピック」が開催されます。
 そこで、重量挙げ競技で、東京オリンピック等で活躍した村田町出身の三宅義信氏・義行氏の三宅兄弟に関する資料を中心に、オリンピックに関する展示を行います。

- ▼期 間=7月2日(火)~9月1日(日)
- ▼場 所=村田町歴史みらい館 企画展示室



◆歴史講座「村田の縄文時代を探る」参加者募集

これまで沼田地区の姥沢遺跡の発掘調査を行ってきました。
 今回、その発掘調査成果を、実際の遺物を参照しながら説明します。また、周辺地域の縄文時代の遺跡のあり方も含め、村田町の縄文時代について考えます。
 小学校時代に体験発掘に参加したみなさんも分かりやすい内容で、参加対象者は、小学校高学年以上から一般までを対象とした講座です。

- ▼期 日=8月4日(日) 午前10時~11時30分
- ▼場 所=村田町歴史みらい館 2階図書室
- ▼内 容=講演「村田の縄文時代を探る」
姥沢遺跡の遺物解説
- ▼講 師=東北大学埋蔵文化財調査室
菅野智則特任准教授
- ▼備 考
参加者の定員はありませんが、資料の準備の関係上、参加希望者は、7月31日(水)まで歴史みらい館に電話でお申し込みください。



姥沢遺跡出土縄文土器



- 開館時間=午前9時~午後5時
- 7月の休館日=1日・8日・16日・22日・29日

【問】村田町歴史みらい館 ☎83-6822

5月25日、26日に開催された大河原地区中学校総合体育大会で、町内の中学生の皆さんが日頃の練習の成果を発揮し、素晴らしい成績を収めました。団体の部につきましては3位以上、個人の部につきましては、県大会出場者のみ記載させていただきます。（敬称略）

【団体の部】

- (村田第一中学校)
- ▼野球 2位 (県大会出場)
- ▼女子バレーボール 3位
- (村田第二中学校)
- ▼男子卓球 優勝 (県大会出場)
- ▼女子卓球 3位
- ▼女子バスケットボール 3位
- ▼野球 3位

【個人の部】

- (村田第二中学校)
- ▼男子卓球 岡崎晃士 第1位 (県大会出場)
- 原田 空 第2位 (県大会出場)
- 島津優久 第3位 (県大会出場)



第22回村田町グラウンド・ゴルフ大会を開催しました

6月8日、塩内グラウンドにおいて、第22回目となる村田町グラウンド・ゴルフ大会を開催しました。町内地区19チームが集い、爽やかな汗をかきながら、一打ごとに歓声や励ましの声をかけ合い笑顔でプレーしていました。結果は次のとおりです。（敬称略）

▼結果

- | | |
|---------|----------------|
| 〈団体順位〉 | 〈個人順位〉 |
| 優勝：石生 | 優勝：桜井満男（沼辺B） |
| 準優勝：本町A | 準優勝：中村明子（本町B） |
| 第3位：本町B | 第3位：佐藤裕悦（東足立B） |





宮 城オルレと台湾・淡蘭古道との友情の道締結を記念した セレモニーを開催

5月16日から19日にかけて、台湾の社団法人台湾千里歩道協会からの招待を受け、宮城オルレと台湾・淡蘭古道が昨年11月に締結した「友情の道に関する協定」を記念し、台湾でセレモニーが開催されました。

また、16日には、4月3日に台湾の東部沖沿岸を震源として発生した地震により被災された地域への支援として、台湾政府（農業部林業及自然保育署花蓮分署）に対し、宮城オルレのコースが立地する気仙沼市、東松島市、大崎市、登米市、村田町の5市町から義援金50万円の寄付を行いました。



村 田町消防団消防演習が行われました

6月2日、村田町消防団による消防演習を実施しました。連日の雨の影響で町民体育館での実施となり、訓練は通常点検のみの披露となりました。

訓練の他、消防庁長官表彰等の各種表彰者が紹介されるなど、団員のこれまでの功績を称え、表彰状等の授与が行われました。

消防団では、今後とも町民の生命・財産を守るため、一朝有事の災害や火災時に迅速かつ確実に行動できるよう訓練を重ねていきます。



そ ら豆の魅力を感じて「そら豆」イベント開催

5月30日、そら豆ゆうパックの出発式があり、全国各地に運ばれて行く、ゆうパック便を見送りました。

6月7日～9日には、「ドレミファそらまめまつり」が開催され、来場者は、新鮮なそら豆を購入したり、焼き立てのそら豆を食べたりと初夏の味覚を楽しみました。

また、サテライト宮城様主催の特別イベントも同時開催され、10店舗以上の飲食・展示・民芸品等のブースには沢山の人が訪れていました。





町 道塩内線の花植えを実施しました

6月4日、村田幼稚園・保育所の4・5歳児クラスが、塩内公園に面している塩内線の花植えを実施しました。

柴田農林高等学校の生徒の皆さんが、授業の一環で育てたマリーゴールドを、本郷地区の方々と協力し塩内線の花壇に一生懸命植え、黄色とオレンジ色のマリーゴールドで道路沿いが色鮮やかになりました。

マリーゴールドは、各小学校や公民館などの施設にも配布されました。他にも、6月中旬に各行政区にも配布され、村田町に初夏を感じさせました。



宮 城県教育委員会協働教育推進功績表彰

6月7日、ボランティア団体「菅生あきば会」に対し、協働教育の推進に顕著な功績があった団体として、宮城県教育委員会から感謝状が授与されました。

「菅生あきば会」は、平成22年度から、むらたっ子応援ボランティアとして、町内小・中学校や幼稚園、保育所等において「もちつき体験」や「昔の遊び体験」などの活動支援に尽力され、本町の地域学校協働活動の推進に大きく貢献されております。



交 通死亡事故ゼロ1年間を達成しました

6月10日、宮城県警察本部長からの「祝詞」の伝達式があり、大河原警察署長より町に伝達されました。

これも、交通安全協会や、交通安全母の会、交通安全指導隊等の各種交通安全関係団体のみなさんをはじめ、町民の皆さんの交通安全に対する取り組みの成果です。これからも、この記録が継続するよう、引き続き交通ルールを遵守し、交通マナーを守って、交通事故のない村田町を目指していきましょう。



家 庭教育学級～わらべうたとおした親子のふれあい～

5月30日と6月11日にそれぞれ村田幼稚園と村田保育所の保護者を対象に、家庭教育学級（むらたっ子応援団子育てサポート事業）を開催しました。

今回は、「宮城わらべうたの会」の武石麻弥先生を講師にお招きし、子どもとふれあうだけでなく、遊びの元々の意味合いから「人に向き合う気持ち」や「ほめられたい・ほめたい気持ち」などを育てることを学び、参加者にとって大変貴重な機会になりました。



現在、田植えシーズンに入り、種蒔きやビニールハウスでの苗育成、田植え作業、田植え後の除草剤散布作業など、稲作の流れを一つひとつ教わりながら、日々農作業に取り組んでいます。気温が高い日が続いたことで苗が伸びすぎてしまったり、焼けてしまったりと、苗の繊細さを身に染みて感じています。

5月6日には子供達との田植え体験を行い、農業を通して地域の方々とたくさん交流することができました。子ども達も楽しそうに田植えに取り組んでいて、農業の魅力を共有するととても良い時間が過ごせたと思います。10月に予定している稲刈り体験も楽しみです。

田植えシーズン終了後も、麦刈り、大豆の種蒔きなど、まだまだ忙しい日々が続きますが、収穫の日を楽しみに日々一生懸命取り組んでいます。



【問】農林課 農業振興班
☎ 83-6406

協力隊
フェイスブック



背番号

想い込めて縫う

最後の夏

松尾

芭純

川柳

掌で

転がす一個の
初茄子

鈴木

恵子

リハビリの

バスに吹き込む

麦の風

千葉

萩雅

ほろ酔いに

老残の里

夢虫

小林

光正

願いごと

笹にかざって

一安心

吉野

良子

何鳥か

ひな連れて飛ぶ

若葉風

千葉

てる

俳句

【問】総務課 総務班

☎ 83-2111

☎ 83-5740

※投稿作品が多い場合や投稿内容によっては、総務課で掲載作品を選ばせていただきますのでご了承ください。

※投稿作品が多い場合や投稿内容によっては、総務課で掲載作品を選ばせていただきますのでご了承ください。

このコーナーは、町民の皆さんがつくるコーナーです。初投稿の方も大歓迎です。掲載希望月の前月10日頃まではがき、ファックス等で送付してください。



「広報むらた」掲載広告募集中です

広報むらたでは、紙上に掲載する企業の広告を募集しています。

【掲載料】月額10,000円（一枠につき）

【広告サイズ】縦45mm×横88mm

【配布先】

町内全世帯および各公共施設、町内外の関係団体

【申込方法】

広告掲載申込書に原稿案を添付のうえ、広告を掲載しようとする月の2カ月前までに提出してください。詳細についてはお問い合わせください。

【問】総務課 総務班 ☎ 83-2111

編集発行／村田町役場総務課 ☎ 989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地 ☎ 0224-83-2111

ホームページ <https://www.town.murata.miyagi.jp> 印刷／株式会社ペナントコーポレーション

蜂駆除系YOUTUBE登録者数宮城県NO.1

スズメバチハンターがあなたと家族の安全を守ります！

大河原町金ヶ瀬のスズメバチハンター
株式会社百年人生 佐藤 進

フリーダイヤル はちゼロはちゼロ いい蜂屋

0800-8080-118